

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案委員会修正

要旨

- 一、金融商品取引法に会計の専門家の活用等に関する規定を加える改正規定を削るものとする。
- 二、公認会計士法の改正に関する規定を削るものとする。
- 三、その他所要の規定の整理を行うものとする。